

## 議案第2号

### 鳥取県社会福祉・保健サービス評価事業評価機関の認証の更新について

#### 提案理由

鳥取県社会福祉・保健サービス評価事業認証機関のうち次の2機関から評価機関認証の更新に係る申請書の提出がありました。

- ・特定非営利活動法人未来（認証期間 令和5年1月21日から令和8年1月20日まで）
  - ・有限会社保健情報サービス（認証期間 令和5年3月22日から令和8年3月21日まで）
- これらの機関から提出された申請書の内容を事務局において審査し、現地調査を行ったところ、別添審査表のとおり適正と認められます。
- については、これらの機関の認証を更新することについて本委員会の議決を求める。

#### 鳥取県社会福祉・保健サービス評価推進委員会運営要綱（抜粋）

##### （認証）

第5条 県は、前条に基づく申請書を受理したときは、推進委員会により審議を行い、第3条に規定する認証要件を満たす場合には、評価機関を認証する。

- 2 県は、前項の認証を行うに当たって条件を付することができる。
- 3 県は、認証すること又は認証しないことを決定するに当たり、申請法人に対し、必要に応じて聞き取りを行い、又は書類の提出を求めることができる。
- 4 県は、認証すること又は認証しないことを決定したときは、申請法人に対し、その旨を通知する。

第6条 認証の有効期間は3年間とする。

##### （認証の更新）

第7条 有効期間満了後引き続き評価機関として認証を受けようとするときは、有効期間満了日の3月前までに、申請書（様式第2号）に必要な資料等を添付して認証の更新を申請しなければならない。

- 2 県は、前項の申請があったときは、推進委員会により審議を行い、次に掲げる要件を満たす場合には、これを認証する。
  - (1) 第3条に規定する認証要件を満たすこと。
  - (2) 現在の有効期間中に評価の実績を有すること。
  - (3) 次条の遵守状況等に鑑み適正な評価を行うことができると認められること。
- 3 第5条第2項から第4項までの規定は、認証の更新について準用する。